養護老人ホーム妻有荘 改築工事

令和　6 年　9 月

仕　様　書

Ⅰ　共通仕様

1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されてない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「標仕」という。）による。

2. 標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。
(1)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
(2)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

3. 次の各号に該当する標仕の項目について、標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1)　1章　各章共通事項　1節　共通事項　1.1.2 用語の定義の(ア)、(セ)、(ナ)
(2)　〃　1.4.2 材料の品質の(1)及び(2)
(3)　〃　1.4.4材料の検査等の(1)
(4)　〃　1.6.1工事検査の(2)及び(3)

4. 次に掲げる標仕の規定は、適用しない。
1章　1.1.2　用語の定義の(ニ)
〃　1.6.2　技術検査

別　表（建築工事）

号	項　目	置 き 換 え 後 の 標 仕 の 規 定
	1章　各章共通事項 1節　共通事項	
(1)	1.1.2　用語の定義	(ア)「監督員」とは、受注者に通知された者をいう。
		(セ)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
		(ナ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査(ただし、②に係る検査を除く。)を含む。 ①工事の完成 ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等 ③部分引渡しの指定部分に係る工事の完成 ④契約の解除時における出来形部分 ⑤必要があると認めたときの臨時検査
(2)	1.4.2　材料の品質等	(1) 使用する材料は「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（契約時の最新版）」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
		(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるＪＩＳ又はＪＡＳの材料で、ＪＩＳ又は ＪＡＳのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、 あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (ｱ) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (ｲ) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (ｳ) 特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4　材料の検査等	(1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(ｱ)若しくは(ｲ)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ｱ) 工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマークを確認できる場合 (ｲ) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は、工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.6.1　工事検査	(2) 部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

Ⅱ　特記仕様

1. 項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
2. 特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3. 特記事項に記載の(　.　.　)内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
なお、(参考　・　)は標仕の「各部配筋　参考図」を表す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

章	項　目	特　記　事　項
①各章共通事項	1 工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ(CORINS)への登録	※請負工事費500万円以上の場合は登録する。 (1.1.4)
	2 概成工期	※無し　・有(工期　令和　年　月　日) (1.2.1)
	③ 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件 (1.2.2) ⊙地区の区分に応じた風速（Vo（m／sec））　⊙３０　・　３２ ⊙地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ ⊙多雪地域の指定　積雪区分　建告示第１４５５号　別表（２９）
	4 工事の記録等	契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課）」による。 (1.2.4)
	⑤ 電気保安技術者	※要(　　) (1.3.3)
	⑥ 発生材の処理等	２４追加特記　7「発生材の処理等」による。 (1.3.8)
	⑦ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。 (1.5.2)
	⑧ 技能士	適用工事種別 ／ 技能検定の職種 鉄筋工事 ／ ⊙鉄筋施工(鉄筋組立て作業) コンクリート工事 ／ ⊙型枠施工 鉄骨工事 ／ ・とび ﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ工事 ／ ・ブロック建築　・ＡＬＣパネル施工 防水工事 ／ ⊙防水施工（・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業） 石工事 ／ ・石材施工（石張り作業） タイル工事 ／ ・タイル張り 木工事 ／ ・建築大工 屋根及びとい工事 ／ ・建築板金（内外装板金作業） 金属工事 ／ ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） 左官工事 ／ ・左官 建具工事 ／ ⊙サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工 カーテンウォール工事 ／ ・カーテンウォール施工(ＰＣ)　・サッシ施工　・ガラス施工 塗装工事 ／ ・塗装（建築塗装作業） 内装工事 ／ ・内装仕上げ施工（・ﾌﾞﾗｽﾃｯｸ系床仕上げ工事作業　・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業）　・表装（壁装作業） 植栽工事 ／ ・造園 ※これにより難い場合は監督員と協議する。
	9 見本施工	※実施する(　　) (1.5.5)
	10 化学物質の濃度測定	２４追加特記　8「化学物質の濃度測定」による。 (1.5.9)
	⑪ 完成図等	次のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 提出部数等　（・A1　部　⊙A3　部　⊙ＣＡＤデータ） ⊙案内図及び配置図　⊙平面図　⊙立面図　⊙断面図 (1.7.1～1.7.3) ⊙仕上表　⊙建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) ⊙その他監督員が指示した図面
	⑫ 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	⑬ 工事完成写真	工事完了後整理のうえ監督員に提出する。　提出部数　1　部 工事完成写真は、着手前の敷地全景(敷地の位置は朱線で記入)、外部全景４面、内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した箇所等とする。
	14 特別完成写真	写真専門業者の撮影したカラー写真　部提出する。(ネガ又は電子データ共) 大きさ　※キャビネ　・半紙　・電子データ（２００dpi/inch）
	⑮ 工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領(令和５年版)による工事写真撮影ガイドブック（令和５年版）」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　1　部 印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。
	⑯ 設備工事との取合い	２４追加特記　6「工事区分表」による。
②仮設工事	① 監督員事務所等	・監督員事務所　・10　・20　・35　・65　・　㎡程度を設ける。 (2.3.1) ⊙仮設事務所の中に監督員用空間を　5 ㎡程度確保する。 ⊙監督員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ⊙保護帽　3 ケ　・雨具　着　・長靴　足　⊙安全帯　3 組
	② 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
	③ 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
	④ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
	⑤ 足場	「手すり先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づく足場の設置に当たっては、同ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの別紙１「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
③土工事	① 埋戻し及び盛土	・Ａ種 ※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 (3.2.3)(表3.2.1)
	② 建設発生土の処理	・構内指示の場所（・敷き均し　・堆積） (3.2.5) ⊙構外搬出適切処理(指定場所：　　) ・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする
④地業工事	① 試験	・試験杭 (4.2.1～4.2.5) 位置、本数及び寸法　※図示　・監督員の指示による ・杭の載荷試験　・鉛直載荷試験　・水平載荷試験 試験位置　※図示　載荷荷重　N/mm² ・地盤の載荷試験　※平板載荷試験　・ 試験位置　※図示　載荷荷重　N/mm²
	2 既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業	種類 (4.3.1)(4.3.3) ・遠心力高強度プレストレストコンクリートくい（ＰＨＣ杭） ・外殻鋼管付きコンクリートくい（ＳＣ杭） ・プレストレスト鉄筋コンクリートくい（ＰＲＣ杭）
④地業工事	2 既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業	

	種類	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度(N/mm²)	鋼管厚(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
本　杭	上杭								
	中杭								
	下杭								

先端部形状　※開放形　・閉そく平たん形 (4.3.3)
施工法 (4.3.4～4.3.5)
・特定埋込み杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は認定条件に適合するもの)
・セメントミルク工法　支持地盤への掘削深さ　・1.5m程度　・
支持地盤への根入れ深さ　・１m以上　・
水平方向の位置ずれ精度　・100mm以下　・　mm以下
杭の継手　※アーク溶接（　　）　・無溶接継手（　　） (4.3.6)
杭頭の処理　※切断しない　・ (4.3.8)
コンクリートの種別及び設計基準強度 (4.5.4)(表4.5.1)
（　　）種かつ（　　）N/mm²　以上
スランプ　（　　）
セメントの種類　※高炉セメントＢ種　・ (4.5.4)
帯筋　※参考2.④丸形(ロ)　・図示 (4.5.4)
鉄筋の最小かぶり厚さ　・　mm　・図示
鉄筋かごの補強　・図示
組み立てた鉄筋の節ごとの継ぎ手　※重ね継手　・重ね継手の長さ　図示による
掘削工法　・アースドリル工法(※安定液使用　・無水掘削) (4.5.5)
・リバース工法
・オールケーシング工法(孔内の水張　※行う　・行わない)
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法（鋼管の材料　・　　） (4.5.6)
・拡底杭工法　(※安定液使用　・　　)
孔壁測定　・行う　・　行わない (4.5.5～4.5.6)
※再生クラッシャラン　・　切込み砂利及び切込み砕石 (4.6.2)
施工箇所　※建物内の土間ｽﾗﾌﾞ及び土間ｺﾝｸﾘｰﾄ下（ﾋﾟｯﾄ下を除く）　・図示による (4.6.5)

④ 砂利地業
⑤ 床下防湿層

⑤鉄筋工事

① 鉄筋の種別 (5.2.1)(表5.2.1)

種類の記号	呼　び　径　(mm)	備　考
⊙ＳＤ３４５	図示	異形鉄筋
⊙ＳＤ２９５	図示	異形鉄筋
・		

② 鉄筋の継手及び定着
呼び名19mm以上の柱、梁の主筋　※ガス圧接　・重ね継手 (5.3.4)
継手位置　※各部配筋参考図による　・図示
機械式定着工法の適用　・適用箇所（・　　・図示　）
・種類（　　）

③ 鉄筋の最少かぶり厚さ
最小かぶり厚さは目地底から算定する (5.3.5)
耐久性上不利な箇所（塩害等を受けるおそれのある部分等）の最小かぶり厚さは下表による。

施　工　箇　所	表5.3.6の値に加える寸法（mm）
	・

④ 帯筋　※Ｈ形(口は除く)　・ (参考2.2)
⑤ 最上階柱頭補強　※行う　・　行わない (参考2.1)
⑥ 壁開口部の補強　一般壁　※Ａ形　・Ｂ形　・図示 (参考4.4)
耐震壁　※図示
⑦ 梁貫通孔の補強形式　※Ｈ形　・ＭＨ形　・Ｍ形 (参考7.1)
・既製品(建築基準法による指定又は認定を受けたもの)
⑧ 圧接完了後の抜取試験　※超音波探傷試験　・引張試験 (5.4.9)
⑨ 機械式継手　適用箇所　※図示　・
⑩ 溶接継手　適用箇所　※図示　・

⑥コンクリート工事

① 普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度 Fc(N/mm²)	施　工　箇　所	スランプ
・２１	・建物躯体	・
※２４	・　※構造図参照	・
・１８	・	・

※構造体ｺﾝｸﾘｰﾄ：発注強度=設計基準強度(Ｆｃ)+構造体強度補正値(Ｓ)
※Ⅰ類　・Ⅱ類 (6.2.1)(表6.2.1)

② ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの類別

③ セメントの種類
※普通ポルトランドセメント又は高炉セメントのＡ種 (6.3.1)(6.3.2)(表6.3.1)
・高炉セメントＢ種（　　）
普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。

水和熱	7ｄ	352 J/g以下
	28ｄ	402 J/g以下

④ 骨材の品質　アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)(6.5.4)
・Ａ　※Ｂ(※コンクリート中のアルカリ総量Ｒｔ=3.0kg/m³以下)
⑤ 混和材料の種別　※混和剤　・混和材 (6.3.1)
⑥ 無筋コンクリート　※下記のコンクリートは無筋コンクリートとして扱う。 (6.14.1)
・配管埋設用コンクリート　・防水層保護コンクリート　・捨コンクリート
・側溝類コンクリート　・裏込めコンクリート　・
⑦ 型枠材料　外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。）の打増し厚さ　※20mm　・図示 (6.8.1)
ひび割れ誘発目地　※図示　・監督員の指示による
⑧ ｺﾝｸﾘｰﾄ躯体表面の処理　外装ﾀｲﾙ後張り面の躯体表面の処理 (6.8.3)(11.3.5)(15.3.4)
ＭＣＲ工法又は(15.3.4)(4)による目荒らし工法とする。なお、目荒らし工法の場合は、モルタルの接着に適した粗面に仕上げる工法を 1.2.2「施工計画」による品質計画で定める。また、粗面の状態は、監督員の承諾を受ける。
適用範囲は１１章タイル工事　３コンクリート素地面の処理による。
⑨ コンクリート打放し仕上げ　コンクリートの増打ち厚さ　※２０mm　・
厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4)

種　別	コーン穴の仕上げ面	厚さ	施 工 箇 所
・Ａ種	・面うち　・　面と同一	※12mm　・15mm	
⊙Ｂ種	⊙面うち　・　面と同一	※12mm　・15mm	
・Ｃ種		・12mm	

⑦鉄骨工事

10 寒中コンクリート　・適用する　※適用しない (6.11.1)

1 鉄骨製作工場
・監督員の承諾する製作工場 (7.1.3)
・建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた㈱日本鉄骨評価センター又は（株）全国鉄骨評価機構の「鉄骨政策工場の性能評価基準」に定める「　グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

2 施工管理技術者　※適用する　・適用しない (7.1.3)(7.1.4)

3 鋼材　鋼材の材質 (7.2.1)(表7.2.1)

種類の記号	使 用 箇 所	規格等
		※JIS規格による
		※JIS規格による

4 高力ボルト　※ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ・ＪＩＳ形高力ﾎﾞﾙﾄ・溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ (7.2.2)
・その他建築基準法に基づき認定を受けたもの（　　）

5 工作図　高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
※建築工事監理指針による　・図示

6 開先形状　※鉄骨工事技術指針による　・図示 (7.6.4)

7 スカラップ　※図示による　・監督員の指示による (7.6.7)

8 溶接部の試験　ＡＯＱＬ　※４．０％　・２．５％ (7.6.12)
検査水準　※第６水準　・図示 (7.6.12)(表7.6.2)

試験の種別	試験箇所	試験方法
・超音波探傷試験(UT)		※標仕7.6.12(ｲ)による
・		

9 デッキプレートの溶接
・焼抜き栓溶接　・アークスポット溶接 (7.7.8)
・隅肉溶接　・

10 耐火被覆 (7.9.2～7.9.7)

種　別		所要性能及び適用構造区分
・耐火材吹付け	・乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・半乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・湿式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	
	・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り		

11 アンカーボルトの保持及び埋込み工法
※構造用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ(形状、寸法は図示による。) (7.10.3)
・建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ(・Ａ種　※Ｂ種) (表7.10.1)

12 柱底均しモルタル　※Ａ種　・Ｂ種 (表7.10.2)

13 錆止め塗料塗り　※Ａ種　・Ｂ種 (表18.3.1)

⑧コンクリートブロック・ＡＬＣパネル及び押出成形セメント板工事

1 補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　ﾌﾞﾛｯｸの種類等 (8.2.2)(8.2.3)(8.2.5)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所
・				・無　・有	

モルタルの調合（容積比）　・セメント（　　）：砂（　　）
各部の配筋　※図示　・監督員の指示による

2 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ帳壁及び塀　ﾌﾞﾛｯｸの種類等 (8.2.2)(8.3.3)(8.3.4)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所
・空洞ﾌﾞﾛｯｸC (16)				・無　・有	
・型枠ﾌﾞﾛｯｸ20				・無　・有	
・				・無　・有	

塀の厚さ　・
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※図示　・
各部の配筋　※図示　・監督員の指示による

3 ＡＬＣパネル (8.4.2～8.4.5)(表8.4.2)(表8.4.3)(表8.4.4)

種　類	単位荷重(N/m²)	厚さ(mm)	取付け工法種別等
・外壁パネル	・1180　・1960	・100	・A種　・B種
※平パネル		・120	
・意匠パネル		・	
・間仕切パネル		・80　・100	・C種　・D種　・E種
※平パネル		・	
・屋根パネル	・980	・100	※標仕8.4.5による
・床パネル	・2350　・3530	・100　・150	耐火性能・有り(・1時間　・2時間)

間仕切壁パネル構法　耐震性能（　　）

4 押出成形ｾﾒﾝﾄ板（ＥＣＰ） (8.5.2～8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)

施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法	耐火性能
・外壁ﾊﾟﾈﾙ	※ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ			・A種	※有り(　)
	・ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ			・B種	・無し
	・ﾀｲﾙﾍﾟｰｽﾊﾟﾈﾙ				
・間仕切壁ﾊﾟﾈﾙ	※ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ			・B種	※無し
	・ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ			・C種	・有り(　)
	・ﾀｲﾙﾍﾟｰｽﾊﾟﾈﾙ				

⑨防水工事

1 アスファルト防水 (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3)～(表9.2.9)

種　別	施　工　箇　所
・ＡＩ－１	
・ＡＩ－２	
・Ａ－２	
・Ｄ－２	
・ＢＩ－２	

アスファルト　※３種 (9.2.2)
断熱工法の断熱材　厚さ(mm)　※ 25　・ (9.2.2)
材質　屋根保護防水断熱工法　※JIS A 9521押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種bA(ｽｷﾝ層付)
材質　露出防水断熱工法　※JIS A 9521発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材若しくは、JIS A 9521硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号

乾式保護材の材料 (9.2.2)

種　類		寸法(mm)：厚さ×幅	適　用
・押出成形ｾﾒﾝﾄ板(窯業系ﾊﾟﾈﾙ)	・Ⅰ類	※１５　×	※無石綿に限る
	・Ⅱ類	・　×	
・金属複合板		※１２　×	

〒948-0041　新潟県十日町市高山847-10
ＴＥＬ　(025)-757-8265
ＦＡＸ　(025)-757-8277
E-mail　tukadast@ceres.ocn.ne.jp
（株）塚田設計事務所
1級建築士事務所登録第　ｳ-540　号
代表となる設計者
1級建築士登録168623号　椹 澤　忍

PROJECT TITLE	DRAWING TITLE	DATE	DRAWING NO
養護老人ホーム妻有荘 改築工事	仕様書 ①	2024. 09	A － 01
		SCALE —	